

第一種大麻草採取栽培者免許証返納届

免許証の番号	第 号	免許年月日	年 月 日
免許証返納の事由 及びその年月日			
<p>上記のとおり、免許証を返納したいので届け出ます。</p> <p>年 月 日</p> <p>住 所（法人又は団体にあつては、主たる事務所の所在地）</p> <p>氏 名（法人又は団体にあつては、その名称）</p> <p>長野県知事 殿</p>			

(注意)

- 1 用紙の大きさは、A4とすること。
- 2 法第7条第4項若しくは第5項の規定により免許証を返納する際に用いること。

第一種大麻草採取栽培者免許証返納届

<p>事 項</p>	<p>1 免許の有効期間が満了したとき</p> <p>2 免許を取り消されたとき</p> <p>3 免許証の再交付を受けた後、紛失した免許証を発見したとき</p> <p>4 事由の生じた日から 15 日以内</p>
<p>根拠法令</p>	<p>法第7条第4項、第5項</p>
<p>提出部数</p>	<p>2部(薬事管理課 1部、保健所 1部)</p>
<p>添付書類</p>	<p>免許証(紛失した場合は、紛失理由書)</p>
<p>そ の 他</p>	<p>1 免許証返納の事由を具体的に記載させること</p> <p>2 免許期間満了者等(※)によるこの届について、保健所は、現地確認を行うこと</p> <p>3 免許期間満了者等(※)が所有し、又は管理する大麻を第一種大麻草採取栽培者、大麻草研究栽培者又は麻薬研究施設の設置者に、所有し、又は管理する発芽不能未処理種子を大麻草栽培者(第一種大麻草採取栽培者、第二種大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者)に譲り渡す場合は、事由の生じた日から 50 日以内に譲り渡させるとともに、譲り渡した日から 15 日以内に大麻等譲渡届を提出させること</p> <p>4 免許期間満了者等(※)が所有し、又は管理する大麻及び麻薬を廃棄する場合は、あらかじめ麻薬廃棄届の手続きをとらせたいうえで、事由の生じた日から 50 日以内に廃棄させること</p> <p>5 免許期間満了者等(※)が所有し、又は管理する発芽不能未処理種子を廃棄する場合は、廃棄後に発芽することのない方法で廃棄させること(届出不要)</p> <p>(関連手続き)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 大麻等譲渡届 ○ 麻薬廃棄届 <p>※免許期間満了者等・・・法第 12 条の8第1項に規定する免許の有効期間が満了した者(引き続き免許を受けている者を除く。)、免許の取消しを受けた者及び第一種大麻草採取栽培者が死亡し、又は解散したことによりその旨を届け出なければならない者</p>